

「総合エネルギー対策特別会計」(仮称)の創設について

45・8・26

わが国のエネルギー需要は、今後、急激な増大を続け、昭和50年度には石油換算で4億キロリットルをこえ、昭和60年度には9～10億キロリットル程度にも達することが予想されており、この安定確保は将来のわが国経済の発展と民生の向上に重大な意義を有するものである。

他方、このような厩大な量のエネルギー需要の充足は、経済的、社会的および物理的に多くの困難な問題をはらんでおり、特に内外エネルギー資源の開発、エネルギー輸送体系の合理化、備蓄および公害防止等については、エネルギー全体として、早急に体系的な政策を確立し、かつ安定的、継続的性格を有する特定財源を確保して、これを強力に推進することが緊要とされる。

以上の見地から、この際、概要以下のごとき主旨の「総合エネルギー対策特別会計」(仮称)を創設すべきである。

記

1. 財 源

現行原重油関税の一部を充当する。

2. 資金の使途

- (1) 内外エネルギー資源(石油、ウラン等)の開発
- (2) 脱硫、その他エネルギー面からする公害防止対策
- (3) エネルギーの輸送、石油の備蓄、その他エネルギー安定的供給の根幹となる重要施設(ウラン濃縮施設等)への助成

3. その他

以 上